

中国企業の「青森」商標問題

県内24団体で
「青森県中国商標問題対策協議会」
発 足

中国企業が「青森」という商標を中国で登録申請をしている問題で県は6月24日、関係団体24団体で「青森県中国商標問題対策協議会」を設置し、中国当局へ異議申し立てを決めた。

現在、「青森」の名を使った中国本土への県産輸出はないが、商標登録されれば将来的に青森の名を使って輸出ができなくなる。また、県産品でないものに青森の名が使われる等の危機感が出てくる。

中国商標法には一般に知られた外国の地名を商標に使えないとの規定があり、青森は日本の地名であるとともに青森りんごや水産物等の産地として知られている。

よって、対策協議会では政府を通じて7月25日付けで中国政府に商標登録の異議申し立てをした。

〈異議申し立ての内容〉

- (1) 青森県は世界有数のりんご産地として、中国の公衆に熟知されるなど、「青森」は著名な地理表示である。
- (2) 中国商標法第10条の2、第16条等に基づき商標登録の撤回を求める。
- (3) 具体的な異議申し立て理由と証拠資料については、3ヶ月以内に追って提出する。

第 3249244 号
申請日期 2002 年 7 月 22 日
商 標
使用商品 树木；谷(谷类)；自然花；活动物；新鲜水果；新鲜蔬菜；植物种子；非医用饲料添加剂；饲料；装饰用干植物
申 请 人 广州市鑫典包装设计有限公司
地 址 广东省广州市体育西路5号南座17D房(01)

中国の商標申請されているパッケージ